

7 答 申 第 1 号
令和8年3月17日

久留米市長 原口 新五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小原 清信

個人情報の保護に関する法律第105条の規定による諮問について（答申）

令和7年10月10日付け7市総第1313号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和7年7月18日付け7市総第665号の保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

久留米市長（以下「処分庁」という。）が令和7年7月18日付け7市総第665号により行った保有個人情報部分開示決定（審査請求が行われた部分に限る。）（以下「本件部分開示決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
令和7年7月 4日	保有個人情報開示等請求書を受付
令和7年7月18日	保有個人情報部分開示決定
令和7年8月 8日	審査請求人からの審査請求書を受付

(1) 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和7年7月4日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。「以下「法」という。）第76条第1項及び第2項の規定により、令和6年5月から令和7年5月までの戸籍及び住民票の交付記録並びに閲覧記録の開示を求め、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件部分開示決定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報を「戸籍情報システム内の証明書発行履歴」、「戸籍謄本（抄本）等の請求について（依頼）」、「住民票・印鑑登録・戸籍に関する証明書交付申請書」及び「戸籍証明書等の交付申請書」に記載された情報と特定した上で、「戸籍証明書等の交付申請書」に記載された情報のうち、次の情報を法第78条第1項第2号を理由とし、不開示とする本件部分開示決定を行った。

不開示とした情報

- ・ 誰のものが必要ですか欄に記載された氏名、フリガナ、生年月日、その他その者を特定することができる情報（欄外に記載されたもの）
- ・ 使用目的
- ・ 戸籍請求者の住所、氏名、フリガナ、筆頭者との関係、昼間の連絡先

(3) 審査請求

審査請求人は、令和7年8月8日付け審査請求書を提出した。請求の趣旨は、審査請求人が筆頭者となっている戸籍の交付情報について、交付申請者及び使用目的につ

いて開示を求めるものである。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書及び審査請求に係る意見書によると、本件部分開示決定に関しておおむね次のように主張している。

- ア 審査請求人は、戸籍の筆頭者として正当な利益及び知る権利を有している。
- イ 戸籍が筆頭者の承諾なく第三者に交付されている。
- ウ 現在係属中の家庭裁判所の養育費増額調停において、審査請求人が伝えていない情報を調停の相手方が述べていた。審査請求人の現在の家族の氏名、年齢、家族構成、及び居住地域並びに審査請求人の戸籍を通じて取得したと考えられる審査請求人の将来の遺産に関することである。このため、上記イの第三者は、調停の相手方の可能性が高いが、当該相手方は、子（未成年）の親権を有しない立場であり、子又は子の名義を利用して不正に戸籍謄本を請求した可能性がある。
- エ 不開示とされた情報が開示されなければ、上記イ及びウにより審査請求人の権利が侵害されたことの確認及びその是正を行うことができない。
- オ 今後も戸籍が不正に取得される不安などから、日常生活にも支障をきたしている。審査請求人に対する被害の再発防止及び安全確保のため、不開示とされた情報の開示が必要である。

第4 処分庁の主張要旨

処分庁は、弁明書によると、本件部分開示決定に関しておおむね次のように主張している。

不開示とした情報は、法第78条第1項第2号の「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当する。開示することで、当該個人のプライバシー侵害となるおそれがある。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張に対して、法令に則して検討した結果、次のように判断する。

(1) 法第78条第1項第2号について

法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示する

ことにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書イからハまでに掲げる場合を除き、不開示とする旨を定めている。

(2) 第78条第1項第2号の該当性について

ア 本件部分開示決定における不開示部分は、上記2(2)の不開示とした情報に記載のとおりである。不開示部分について、当審査会において確認したところ、審査請求人以外の氏名、住所及び生年月日が記載されている。これらの情報は法第78条第1項第2号本文に規定する第三者の個人情報に該当する。

イ 不開示部分である使用目的、筆頭者との関係及び昼間の連絡先欄に記載された情報並びに欄外に記載された情報について、当審査会において確認したところ、当該情報により、又は当該情報を他の情報と照合することにより、開示請求者（審査請求人）以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。よって、これらの情報は、法第78条第1項第2号本文に規定する第三者の個人情報に該当する。

(3) 法第78条第1項第2号ただし書イについて

法第78条第1項第2号ただし書イは、同号本文の例外として、本文に規定する個人に関する情報であっても、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報について開示を義務付けるものである。「慣行として」とは、事実上の慣習としてという意味である。

(4) 法第78条第1項第2号ただし書イの該当性について

現在のところ、戸籍謄本等の交付請求書に記載された個人情報を開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されていると明示的に定める法令は存在しない。また、戸籍筆頭者は、当然に、自身の戸籍謄本等の交付請求書に記載された個人情報を開示請求により知ることができるといような慣行もないことから、法第78条第1項第2号ただし書イに該当しない。

(5) 法第78条第1項第2号ただし書ロについて

法第78条第1項第2号ただし書ロは、同号本文の例外として、本文に規定する個人に関する情報に該当する情報であっても、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と保護される「人の生命、健康、生活又は財産」とを比較衡量して、後者の利益が前者の利益に優越する場合には、開示を義務付けるものである。

(6) 法第78条第1項第2号ただし書ロの該当性について

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条及び第10条の2に規定する交付請

求の手續に鑑みると、自身の戸籍謄本の交付が第三者になされた場合に、その利用によって財産の被害が生じたり、平穩な生活が乱されたりする蓋然性が法的保護に値する程度存在するとは一般的には考えられていない。その上で、当審査会において不開示部分を確認し、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と、開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」とを比較衡量したところ、法第78条第1項第2号ただし書口に該当しないと判断する。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、第三者に対する戸籍謄本の交付及び不正に戸籍謄本を請求した可能性に関して主張を述べているが、当審査会の審査において、不法又は不正に請求が行われた事実は認められず、当審査会の判断を左右するものではない。

第6 まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の経過

年 月 日	経 過
令和7年10月10日	久留米市から諮問
令和7年11月10日	審査請求人から意見書の提出
令和7年11月21日	令和7年度第1回審査会（審議）
令和8年 1月28日	令和7年度第2回審査会（審議）
令和8年 3月 4日	令和7年度第3回審査会（審議）

第8 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
会長職務代理	木 下 宗一郎
委 員	綾 部 章 子
委 員	堀 田 富 子
委 員	西 野 惠 子
委 員	相 澤 直 子
委 員	堺 勇 介